

第 2 編 各 論

第1章 大臣官房

第1節 農業基本法関連

1 農業の動向に関する年次報告等

農業基本法第6条及び第7条の規定に基づき、政府は「平成5年度農業の動向に関する年次報告」及び「平成6年度において講じようとする農業施策」を6年4月12日に閣議決定し、同日付けで第129回国会に提出した。

なお、一般に「農業白書」と呼ばれる「平成5年度農業の動向に関する年次報告第1部農業の動向」については、農政審議会動向部会における4回の検討を踏まえて、内閣総理大臣（細川護熙）から6年3月17日、第74回農政審議会に対し諮問され、諮問案で妥当である旨の答申を得ている。

「農業経営の変貌と新たな展開に向けて」というサブ・タイトルが付けられた5年度の「農業白書」の要旨は以下のとおりである。

(1) 平成5～6年度の農業経済

ア 一般経済

平成3年4月を境に調整局面に移行した我が国経済は、引き続き長期の低迷をたどった。実質GDP（国内総生産）の伸び率は、4年度0.4%増、5年度0.0%増と第1次石油危機以来の低い伸び率となった。

イ 食料消費・食料品価格

5年度の家計消費全体が実質0.5%増と前年度同様の低い伸び率を示す中において、食料消費については、0.4%減と特に厳しい家計対応がみられた。

食料品の消費者物価指数は、記録的な低温・長雨・台風に見舞われた生鮮野菜が38%もの著しい上昇となったほか、穀類も米を中心に3.5%の値上がりがあったことから、総合では前年度を1.5%上回った。

ウ 農業生産

5年度の農業生産は、異常気象に見舞われたことから多くの農作物で著しい被害が発生し、被害総額は過去最高の1兆3千億円に達するとともに、農業共済金の支払い（4,625億円）もこれまでの記録を更新した。また、農業生産の数量水準を示す生産指数総合は、前

年度を10.5%下回った。

中でも、成育ステージで最も低温に弱い「穂ばらみ期」（冷害危険期）に異常低温に遭遇した稲作については、かつてない甚大な被害が発生し、作況指数は戦後最低の74となった。被害が集中した北海道、東北の作況指数は、それぞれ40、56とほぼ半年作の半分程度であったが、特に北海道南部、青森県・岩手県の太平洋岸では収穫皆無すらみられた。

米以外の耕種作物は、花き類を除けば、いずれも減少となった。中でも麦類、豆類については、転作緩和による作付面積の減少に天候不順による収量減が合わさったため、それぞれ14%減、40%減という著しい減少となった。一方、花き類は、堅調な需要を背景に長期にわたって増加が続いており、5年度においても前年を3%上回った。

畜産物の5年の生産指数は、冷夏により1頭当たりの枝肉重量の増加等により豚、鶏卵で増加がみられたものの、生乳、肉用牛、ブロイラーについては冷夏により逆に需給緩和となり減少したため、総合では0.5%と3年ぶりにマイナスとなった。

エ 食品産業

5年の食品工業は、設備投資が2ケタを超える大幅な減少（11.5%）となったほか、生産、出荷も減少に転ずるなど、一般経済とはほぼ同様の動きを示した。また、食品卸産業、食品小売業の販売額の伸び率も前年度を下回り、小売業についてはマイナス（1.9%減）となった。

オ 農産物貿易

5年の農産物輸入は、数量ベースでは前年度比3%増と増加傾向が続いている。しかし、円高の進行を背景に輸入価格が13%下落したため、円建ての金額ベースでは3兆4千億円と前年度を9.8%下回った。

主な増加品目としては、国内生産の減少や消費の周年化等に対応し、野菜・調整品の生鮮ものを中心に2年続けての増加（10.6%）となったほか、肉類・調整品は関税率引き下げ（60%→50%）による牛肉の増加等により5.1%増であった。

なお、異常気象により5年産の米が平年作を280万トン下回ったことや、5年10月末の政府持越在庫が23万

トンの低水準であったことから、5年末から6年上期にかけて255万トンの米が緊急に輸入された。

一方、5年の農産物輸出は、円高の進行等を背景に、金額では1,641億円で前年を5.4%下回った。また、数量の伸び率も鈍化し2.9%増となった。

カ 農業の比較生産性と農家の生活水準

平成4年度の農業の物的労働生産性（就業者1人当たりの生産量）は、農業就業人口が大きく減少したことに加え、農業生産が回復したことから前年度に比べ10.5%もの大幅な上昇となった。

また、農家の生活水準については、1人当たり家計費を勤労者世帯と比較してみると、総農家平均では勤労者世帯を10.8%上回っているものの、労働力の充実している専業農家等においては、引き続き勤労者世帯を下回っている。

(2) ウルグアイ・ラウンド農業交渉の決着

ウルグアイ・ラウンド農業交渉は、穀物を中心とした農産物の世界的な生産過剰とそれに対応したアメリカ・ECによる補助金付き輸出競争の激化等を背景に、1986年（昭和61年）9月に開始された。各国間の意見の相違等により交渉は難航し、当初予定された交渉期間の4年をはるかに上回る7年後の1993年（平成5年）12月15日に実質的に合意された。

農業合意に基づき、ガットに加盟する118の国・地域は、すべての非関税化措置の関税化を含む市場アクセスの改善、国内農業支持の削減、輸出補助金の削減等について具体的かつ拘束力のある約束を作成し、1995年から2000年の6年間に実施することとなった。

市場アクセスの改善の柱である非関税化措置の関税化により、現行の輸入数量制限等はすべて撤廃されるものの、新たに関税相当量（国内卸売価格と輸入価格の差）が設定される。

我が国は、非関税措置の関税化に一貫して反対してきたが、農業交渉の成功、ひいては世界経済の発展によってもたらされる幅広い国民的利益を総合的に考慮し、米を除くすべての農産物の関税化を受け入れた。しかし、米については、我が国が粘り強く主張してきた食料安全保障等の非貿易的関心事項が考慮されたことを受け、国内消費量の4%のミニマム・アクセス（最低輸入量）を設定するものの、関税化は2000年まで6年間実施しないこととなった。

また、農業合意という新たな国境措置のもとでの国内農業への影響を最小限にとどめ、我が国農業の将来展望を切り拓くため、5年12月に内閣に「緊急農業農村対策本部」が設置された。

(3) 農業構造の動向

ア 農家戸数・農業就業人口・農地面積

農家戸数は、毎年1～2%程度の減少が続いており、6年1月現在には、前年を1.2%下回る364万4千戸となった。このうち販売農家（経営耕地面積30アール以上又は農産物販売額50万円以上）は、より高く減少（1.7%）し、278万7千戸となった。

農業就業人口は、4年度以降5%を超える比較的高い減少が続いており、5年度においても前年度を5.3%下回り、338万人となった。また、4年に初めて農業就業人口が農家戸数を下回ったが、5年にはさらにその差が広がり、片手間にしか農業に従事しない農家が増加していることがうかがわれる。

農地面積は、ここ数年バブル景気に関連した農地転用が増加したことに加え、農地開発面積は傾向的に減少しているため、年間4万ha程度の速いテンポで減少しており、5年度には4.1万ha減少し、512万4千haであった。

イ 農地流動化

近年、売買（自作地有償移転面積）と賃借を合わせた年間の農地の権利移動面積は、全耕地面積の約2%に相当する9万ha程度で推移している。また、農用地利用増進事業による賃借権等が継続中の面積（ストック）は、5年12月末現在で32万ha程度で、利用権設定率は6%程度となった。

農地の権利移動面積のうち、大規模層に集積される面積の割合が徐々に高まっている。農用地利用増進事業による賃借権設定面積のうち3ha以上層に集積される面積（流出を除いたネットベース）は、30.6%であり、昭和56年の約4倍になっている。

ウ 自立経営農家

販売農家に占める自立経営農家（世帯員1人当たりでみた町村在住の勤労者世帯の勤め先収入と同水準の農業所得を確保している農家）の割合は、4年度には、5.6%で前年度を下回った。

エ 分析指標からみた農業経営の現状

調査票が複式簿記で設計されている「農家経済調査」を用い、稲作単一経営の農家経済全体から試みに農業経営部門を分離し、企業会計分析を行ったところ、次のように「規模の優位性」が確認された。

「収益性」の指標である純収益率については、企業会計と同様に家族労働費を費用に含めて試算したところ、2.5ha未満層ではマイナスとなるものの、2.5haより規模が大きくなるほどプラスの値が大きくなる。

経営の「安定性」については、損益分岐点分析で確認することができる。売上高と費用が等しく、利潤も

損益も乗じない理論的な境界である「損益分岐点売上高」を現実の売上高で除すことにより得られる「損益分岐点比率」をみると、5 ha 以上層では74%となっている。これは、現在の売上高が26%下がっても欠損が生じないことを意味する。一方、0.5ha 未満層では242%と著しく不安定な状態にある。

(4) 農村社会の動向

ア 人口移動

昭和50年代後半から平成3年に至る長期の景気拡大期にかけて、東京圏への1極集中という形で増加していた人口移動は、バブル経済の崩壊以降沈静化の方向をとり、5年の東京圏への転入超過数は40年以降最低の1千人台となった。

一方、人口移動に伴う混住化の進行により、集落機能の低下や農地のスプロール的かい廃等がみられたが、人口増加による地域社会の活性化等の効果もみられるため、今後は「共住化」という視点でとらえることも重要となっている。

イ 中山間地域の現状と活性化

平野の周辺部から山間地に至る中山間地域は、農家戸数、農業粗生産額等で全国の約4割を占めるとともに、国土・環境保全等の面でも重要かつ多様な役割を果たしている。しかし、不利な自然条件に加え、過疎化や高齢化が進行するなど中山間地域における農業生産は厳しさを増しており、耕作放棄地も徐々に拡大している。

このような状況を4年に実施されたアンケートからみると、10年前と比べ地域の活力が低下したと回答した市町村の割合は、都市的地域や平地農業地域では1割程度にすぎないものの、中間農業地域で30%、さらに山間農業地域では45%もの高さになっている。

中山間地域の活性化を図るため、5年9月に施行された「特定農山村法」等を活用しつつ、基幹産業である農林業の振興を基本に、市町村、関係団体はもとより地域住民が一体になって努力することが求められている。

第2節 栄 典 関 係

1 生存者叙勲

国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著であるとして、勲章を授与された者は、次のとおりである。

ア 平成5年4月29日(146名)

勲二等旭日重光章

内 村 良 英

勲三等旭日中綬章

川 嶋 良 一

出 井 嘉 光

勲三等瑞宝章

一 戸 貞 光

齋 藤 稔

藤 井 定 吉

矢 野 照 重

勲四等旭日小綬章

青 木 功

磯 村 民 夫

齋 藤 一 男

中 村 勝五郎

濱 部 基 次

勲四等瑞宝章

内 海 伸 行

北 村 孝次郎

佐々木 實

田 盛 均

星 鑠 治

八 木 民 良

吉 沢 長 人

勲五等双光旭日章

足 利 晃市郎

岡 秀 男

加 藤 久 弥

古 賀 比 敏

関 根 悦 郎

中 村 安之丞

吉 田 修 之

勲五等瑞宝章

青 田 通

石 井 日出男

五十棲 進

岩 城 賢 治

太 田 正 三

岡 田 政治郎

川 野 耕 作

栗 田 芳 一

小岩井 喜和雄

後 藤 利 行

小 林 弘

佐 瀬 辰 三

柴 田 正 久

下 嶋 廣

下 浦 静 平

勝 尾 清

平 賀 庸 二

光 本 政 光

石 田 政 春

遠 藤 隆

塚 田 賢一郎

花 村 宣 彦

松 岡 福 己

嵯 塚 隆

工 東 正 次

田 中 勇

平 野 兵 吉

元 木 定 雄

吉 井 慶 治

大 石 俊 男

梶 山 松 生

工 藤 幸 市

佐 藤 正

多 田 直 之

山 井 直 人

伊 井 敏 明

石切山 力 三

伊 藤 久 彦

内 海 勝 夫

大 高 多 一

金 森 外 二

草 薙 良 春

黒 岩 豊 治

孝 井 由三郎

小 西 連 三

阪ノ上 守

澤 田 福太郎

渋谷 勇

庄 司 純 雄

末田都西新浪伴平古宮三横鷺渡	次丸榮口田嶋野居崎好山田部	兄章夫英貴郎夫茂雄三春吉之美	竹田中庭林日藤堀宮横吉和渡	本村澤根山田吉田内武手野田遣	高勇久貞已恒知信良清兼利	貞雄明義之作治之源次博三勇藏作	長谷川不二雄	勲三等瑞宝章	淺井須儀勇	博明	榊中澤	春久達	夫一一	
勲六等单光旭日章	石市岩岡鹿黑小宮芹中堀松門	川岡問野木柴山田切山戸	石市太勝木榮小櫻中張松向	田川田畑村原山井	卯啓賢健茂太啓茂一榮	吉作治司泉忠淳市治雄二	勲四等旭日小綬章	阿部彦三	櫻井山照	潔之	上江州智泰	神宮司俊衛	牧野	
勲六等瑞宝章	白井武志	香川廣美	大竹戸中牧涌	高内塚島井	忠秀正美正	志学雄幸治男	勲四等瑞宝章	伊藤清彰恒歳	藤瀬丸歳	正義雄	犬佐伯信久	鷺伯悟郎	田田清治	谷藤太郎
勲七等青色桐葉章	木村	績	勲七等瑞宝章	足立憲一	佐藤義衛	高橋安雄	勲五等双光旭日章	淺田良三	宇敷慶繁三俊博	岡田三男郎三博	今江落唐木須田鶴藤湊山吉	井川合川村藤中飼田元田	親鉄次郎卓二一三美郎孝一進一	輔郎二卓一三美郎孝一進一
勲七等瑞宝章	足立憲一	佐藤義衛	大管原喜重	喜重	喜重	喜重	勲五等宝冠章	竹部喜代子	勲五等瑞宝章	阿部清夫	安井石大奥貝河金児酒澤島高戸中	部原田西田鳴村野玉井田本井高尾	正達	男郎薫要平次郎夫太郎子雄男喜一郎博衛平仲郎
勲二等瑞宝章	池尻文二		勲三等旭日中綬章	川口清俊			勲五等瑞宝章	阿部清夫	朝稲川藤田加柏木久小坂塩杉寺所	清又文展秀彌正多治郎	安井石大奥貝河金児酒澤島高戸中	部原田西田鳴村野玉井田本井高尾	正達	男郎薫要平次郎夫太郎子雄男喜一郎博衛平仲郎

イ 平成5年11月3日 (145名)

中澤啓二
西端清正
新田儀三郎
畠山楨介
藤沼勲
本間美見
松田徳
諸富眞澄
山田茂
横小路寛代治
米田正義

勲六等単光旭日章

浅井寛代雄
植田浅次郎
及川源二郎
木下八郎
近藤邦次
澤木定雄
高木源一
千葉欽治
丹羽義明
平山久雄
藤森登茂久
松島盛衛
森秀助
吉田定

勲六等瑞宝章

石坂昭太郎
岡田高壽
中村甚太郎
福崎春夫
村上嘉敏

勲七等青色桐葉章

上垣春作
戸部梅吉

勲七等瑞宝章

石岡清雄
高橋守美

中山良雄
西森勲
野崎光次
林重雄
星野啓三
松浦茂治
三浦平三郎
山口庄治
湯口春夫
横山直高

岩本喜久一
梅山巧
岡本勝行
後藤藤作
佐藤利雄
穴戸善眞
谷利雄
永長榮三郎
西原米一郎
藤井寅次郎
正城政次
宮崎享
吉川増水

生沼征雄
河野小兵衛
波多野弘
松井義雄

田村正弘
山本茂平

木村金吾

浦東平(宮城)、室井庸平(福島)、門馬勝衛(福島)、平尾昭(茨城)、岩崎安男(群馬)、中曾根和行(群馬)、田中彰一(千葉)、市川吉三郎(東京)、中西武雄(東京)、彦坂治美(神奈川)、関美宗(新潟)、蒔原正次郎(新潟)、石黒政雄(富山)、畑温和(富山)、久保十吉(石川)、柳原啓司(福井)、大坪章(山梨)、奥村三夫(岐阜)、細江覚郎(岐阜)、森三省(静岡)、植竹貞義(愛知)、大谷静雄(愛知)、日下努(愛知)、鈴木五一(愛知)、山内希男(愛知)、中村松次(三重)、池本周三(京都)、稲田宗一(京都)、井上平兵衛(大阪)、梅澤信明(大阪)、大川儀一(大阪)、高橋昭男(大阪)、峠口和男(大阪)、中井久(大阪)、花崎一郎(大阪)、藤原義夫(大阪)、松井八郎(大阪)、秋田調(兵庫)、大内正彦(兵庫)、杉谷佳敷(兵庫)、坪井淳一(兵庫)、森川道夫(兵庫)、岡本昭(奈良)、越智治義(奈良)、北村又左衛門(奈良)、粉川敏明(奈良)、堀内丈資(奈良)、濱地祐助(和歌山)、深日清(和歌山)、丸畑博一(和歌山)、横山英雄(鳥取)、窪津隆志(岡山)、花房綱男(岡山)、山川義章(岡山)、齋藤一郎(広島)、藤井一人(広島)、田中博(山口)、馬詰英男(徳島)、中谷隆英(徳島)、植岡澤江(香川)、十河壽和(香川)、幸潤文雄(愛媛)、古谷和夫(愛媛)、松尾嘉助(福岡)、水落年幸(福岡)、山下政則(福岡)、林重光(長崎)、濱元優(鹿児島)、山中静哉(鹿児島)

イ 平成5年11月3日(76名)

内山和之(北海道)、木原竹弘(北海道)、小板作次郎(北海道)、南波宏平(北海道)、馬場榮太(青森)、吉田初夫(岩手)、尾形一男(宮城)、渡邊晴一(宮城)、佐々木喜久治(秋田)、川上進(福島)、高橋茂雄(福島)、倉持守男(茨城)、塚本周三(茨城)、須藤桂一(群馬)、百瀬友一郎(群馬)、吉田豊治(群馬)、宮島仙三(千葉)、森長松(千葉)、伊藤太郎(東京)、井上伊三郎(東京)、小野坂陽介(東京)、小山行雄(東京)、田中利衛(東京)、小倉武(神奈川)、藤井勇(神奈川)、笠原恵二(新潟)、谷江頼元(富山)、場家茂(富山)、北外喜夫(石川)、小岩信行(石川)、川端清昭(福井)、久保田林(長野)、伊藤勇(岐阜)、篠田豊郎(岐阜)、大場勉(静岡)、坂田勝(静岡)、真野市郎(静岡)、石川代三(愛知)、杉浦宗男(愛知)、橋本勝(愛知)、福岡銃二(愛知)、石川勝(滋賀)、中西伊左エ門(滋賀)、北川弘(京都)、酒井勇(京都)、在本實(大阪)、内本昇(大阪)、金澤正次(大阪)、北濱太一郎(大阪)、北村邦男(大阪)、高橋定一(大阪)、川崎健一(兵庫)、佐竹司津夫(兵庫)、山田春三(兵庫)、辻弘司(奈良)、堀内正隆(奈良)、中西秀雄(和歌山)、松本健(和歌山)、牧田春(鳥取)、田中昭(岡山)、中塚淳一郎(岡

2 褒章条例による表彰

(1) 黄綬褒章

業務に精励し、衆民の模範であるとして、黄綬褒章を授与された者は、次のとおりである。

ア 平成5年4月29日(74名)

高橋照男(北海道)、八木田和雄(北海道)、山本利秋(北海道)、田沼齊(岩手)、阿部運太郎(宮城)、三

山)、勘坂性宗(広島)、三島文人(広島)、陶木正美(徳島)、矢野善三(徳島)、丸本正憲(香川)、佐々木護(愛媛)、柴田忠造(福岡)、田中義一(福岡)、川端善一郎(長崎)、汐持一正(熊本)、宮崎正博(熊本)、後藤行夫(大分)、丸山勘一(大分)、川畑和盛(鹿児島)、谷哲美(鹿児島)

(2) 藍綬褒章

公益の利益に興し、成績著名であるとして藍綬褒章を授与された者は次のとおりである。

ア 平成5年4月29日(11名)

高岡貞夫(北海道)、北野太郎(東京)、櫻田慧(東京)、志太勤(東京)、中山隆雄(東京)、望月鈴男(山梨)、縄田義光(岐阜)、羽賀孝(京都)、中西義治(大阪)、木下一太(奈良)、米田嘉浩(奈良)

イ 平成5年11月3日(11名)

木幡進(北海道)、齊藤賢一(群馬)、清澤盛雄(東京)、内藤清(神奈川県)、栗山清(新潟)、金井武彦(山梨)、桐山輝彦(大阪)、五百城伸嗣(兵庫)、内藤修(兵庫)、奥島家和(愛媛)、桑原邦夫(熊本)

第3節 国会関係

1 5年度中の国会状況

5年度において次の4国会が開催された。

国会回次	召集日	閉会日	会期
第126回通常国会	5.1.22	5.6.18	148日間
第127回特別国会	5.8.5	5.8.28	24日間
第128回臨時国会	5.9.17	6.1.29	135日間
第129回通常国会	6.1.31	6.6.29	150日間

2 第126回通常国会

(平成4年度農林水産省年報に既述されており省略)

3 第127回特別国会

7月18日の第40回衆議院議員選挙を受けて召集された本特別国会は、55年体制の崩壊を受けて院の構成等を行うことが主目的とされたが、会期を延長して細川総理の所信とそれに対する質疑等が行われた。

同選挙の投票率は史上最低の67.26%となり、選挙結果は自民党の過半数割れと社会党の惨敗が目立ち、自・社対決の55年体制が崩壊したとされた。自民党、新生・公明両党などに社会党を加えた非自民勢力、さらに日本新党・新党さきがけの第3勢力という三極構造を招くものと予想されたが、日本新党・新党さきがけが示した政治改革などの連立政策案を受けて、社会

党、新生党、公明党、民社党、社民連、日本新党、新党さきがけ、民主改革連合を加えた8党の党首会談が7月29日に開催され、非自民8党による連立政権の合意が成立した。また、自民党では宮沢総裁及び三役が辞任し、7月30日の両院議員総会で投票が行われ、208対159で渡辺美智雄議員を破って、河野洋平議員が総裁に選出された。

国会の動きとしては、召集日の8月5日には院の構成が行われる予定であったが、(衆)各派協議会で話がまとまらず延会手続きのみ行われた。同6日の本会議において、憲政史上初めて女性の衆議院議長として土井たか子氏が選出され、会期は10日間(8月14日まで)とされたが、それに続く内閣総理大臣の指名において、記名投票の点呼で自民党議員の漏れ(28人分の名簿の読み飛ばし)があり、開票はストップし、休憩に入るなど混乱したものの、再度の投票の結果、日本新党の細川護熙首相が誕生した。また、同12日に開会式、(衆)常任委員長選挙(農水委員長竹内猛議員(社会党))、会期の延長が行われた。同23日に衆・参本会議で総理の所信表明演説が行われ、これに対する質疑が25・26日には(衆)本会議で、26・27日には(参)本会議で行われた。

農水省関連の審議については、農水委は特段の審議が行われず、会期末処理が行われたのみであった。しかし、災害関係に関しては、北海道南西沖地震が7月12日に発生し北海道等に大きな被害を及ぼし、また、5月下旬から8月中旬までの長雨、豪雨、暴風雨により九州及び中国・四国を中心とした地域で被害が発生した。このため、災害特委において質疑や委員派遣が行われた。

4 第128回臨時国会

本国会は非自民党政権である細川連立内閣下での初の本格的な国会であったが、長年の懸案であった政治改革法案の成立と大詰めを迎えたガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉の決着が大きな課題となるとともに、深刻化する景気への対策についても議論された。

9月17日の召集日には、衆参本会議で院の構成、会期の決定等がなされた。同21日に両院本会議で総理の所信表明演説が行われ、これに対する質疑が行われた。さらに衆参予算委員会において総括質疑が行われた。

(1) 政治改革関連法案

焦点の政治改革関連法案(公職選挙法改正法案、政治資金規正法改正法案、政党助成法案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案)について、細川総理は就任にあたって、平成5年中の成立を公約し、この実現に

向けて注目された。

衆議院における質疑は、10月13日（衆）本会議で法案の趣説質疑が行われ、その後、政治改革特委において質疑が始まったが、自民党内で法案修正を巡って慎重派と推進派の責め合いが激しく、また与党内（特に社会党）でも妥協をめくり賛否両論が激しくなり、11月15日深夜、細川総理と自民党の河野総裁の間でトップ会談が開催された。ここでは総理は小選挙区の定員を274とし、政党への助成金を309億円に削減するなど自民党案に譲歩する提案を行ったが、河野総裁は自民党案を譲らず交渉は決裂した。このため、連立与党は細川総理の示した譲歩案に従って政府案を修正し、同16日委員会で採決を行い、政府案が可決された。同18日には衆本会議で政治改革法案の採決が行われたが、自民党から13名が修正政府案に賛成、逆に社会党から5名が反対、また、自民党7名及び連立与党1名が棄権し、総数511人中賛成270名、反対226名、棄権10名で修正政府案は可決された。

参議院における政治改革法案の審議については、11月26日には本会議で趣旨説明・質疑が行われたものの、長期化した不景気に対応するための2次補正予算の審議等により年内の成立は無理となった。12月15日に補正予算が成立した後、同日、会期を1月29日までの45日間と大幅に延長された。12月17日深夜、細川総理は予算編成を越年とすることとし、政治改革法案の成立に向けて引き続き努力することを国民に示した。

その後、政治改革特委で質疑が行われ、年明けの1月4日には与党は議員総会を開催し法案の成立に向けて確認し、5日から自民党が欠席のまま政治改革特委において総括質疑が行われた。6日から自民党も出席し質疑が行われた。採択の前提となる参考人・公聴会の日程について与野党間で紛糾し、自民党は本岡委員長（社）不信任動議を提出し可決されたため、後任に上野雄文議員（社）が選出された。17日、中央公聴会、18日に地方公聴会が開かれ、17日に自民党は10項目の法案修正要求を提出したものの、与党は拒否し、委員長職権で19日に締めくくり総括がセットされた。19日には総括質疑、20日に委員会採決が行われ、賛否同数・委員長決裁により可決された。

21日には参本会議で採決された。この際、自民党から5名が政府案に賛成、逆に社会党から17名が反対、3名が棄権・欠席し、また民社党からも1名が賛成した。この結果、投票総数248票中、賛成118票、反対130票で政府案が否決された。そのため、両院協議会が設置され、与党側は小選挙区280、比例220、比例代表の区割り在全国7ブロック等とする妥協案を示したもの

の、合意に至らなかった。事態を重くみた土井衆議院議長の斡旋を契機として、細川総理・河野自民党総裁のトップ会談が28日夜開かれ、小選挙区300、比例200、比例の区割り11ブロック等とする修正について合意し、政府案は成立させるものの、施行月日は空欄とし、具体的な修正については次期通常国会で行うこととした。これを両院協議会の成案とし、29日の衆参本会議で政治改革法案は一応の成立を見た。

(2) 第2次補正予算

第2次補正予算については、11月30日の閣議で1次補正に比べて7,087億円増額となる案が決定され、同日衆参本会議で財政演説・質疑が行われた。

衆議院では12月1日から予算委員会が開催されたが、2日には中西防衛庁長官の改憲発言を巡って（同日辞任）、また7日も総理の佐川からの1億円借金問題を巡って空転したもの、8日には委員会で可決され、9日には本会議で可決された。

参議院では9日から予算委員会が審議されたが、コメ問題の決着等を控えて13日にコメ・セネコン中心の集中審議が行われ、15日には委員会で可決、同日、本会議で成立した。

(3) 冷害・コメ問題

農水省関連の審査については、法案審議は無かったものの、冷害等による米の大不作とそれに伴う緊急輸入、ガット・ウルグアイ・ラウンドの決着と議論が続いた。9月30日には、9月15日現在の作況指数が80と公表され、コメの緊急輸入が発表された（最終作況74）。このような事態を受けて10月3日に農相、総理の現地調査（農相：秋田、総理：福島）が行われ、また衆農水委の委員派遣（北海道10月4日、5日、東北10月5日～7日、九州10月6日、7日）、参農水委の視察（宮城10月5日）が行われ、衆・参災害対策委員会の委員派遣も行われた。

冷害対策を議論するため、10月20日に衆農水委、10月22日に参農水委で審議が行われた。またコメの緊急輸入の事態に関して総理が出席して10月26日に衆農水委が、10月28日に参農水委が開催された。さらに11月1日から5日まで畑農相は農業交渉に当たるため、ジュネーブを訪問し、この報告を受けた審議として、11月11日衆本会議が、11月9日に参農水委が開催された。

その後、12月7日にドウニ調整案が示され、同日政府・与党首脳会談が開催された。9日の参予算委員会で調整案の特例措置全文が公表され、同日の衆参農水委で質疑が行われた。また、12月10日に羽田外相が急きょ、再交渉のためジュネーブを訪問した。

12月13日に衆本会議において緊急質問が、参予算委

でコメ・セネコン問題の集中審議が行われた。同日までに与党各党で調整案の受け入れについて激論の上、合意され、深夜、総理が調整案受入れを決断・表明した。これを受けて14日参本会議において緊急質問が行われた。

しかし、調整案受入れはコメの国内自給をうたった過去の国会決議に反する等として、自民党から参では1月7日農相、外相の間責決議案が、また衆では1月21日に農相、外相の不信任決議案が提出され、1月26日に参本会議で農相の間責決議案が採決された。社会党の欠席10名、民社党の賛成1名、自民党の欠席5名があり、総数252票中、賛成106票に対して反対130票の大差で間責決議案が否決された。また、衆の農相・外相の不信任案については1月29日に議員運営委員会で本会議に提出することについて採決が行われ、否決され、一応の決着がなされた。

法案審査について、農水関係の法案の審議はなかったものの、自民党から「外国産牛肉輸入調整法案」が1月25日に提出され、継続審議となった。

5 第129回通常国会

本国会は、非自民の連立政権による初の通常国会であり、先の国会からの懸案であった政治改革法案の改正、長期化する不況に対応する第3次補正予算の成立後、細川総理の佐川急便からの借入金問題等を巡って、紛糾した。55年体制の崩壊を受けてこの国会も政界の再編成の激動を迎え、国会の会期中に細川内閣（非自民・非共産の連立）→羽田内閣（さきがけ・社会党の連立離脱）→村山内閣（自民・社会党・さきがけの連立）とめまぐるしく政権が変化した。

1月31日の国会召集後、2月3日の未明に細川総理が国民福祉税構想を打ち上げたものの、8日には撤回の総理会見が行われた。

2月8日に開会式が行われ、平成5年度の第3次補正予算が、2月10日に閣議決定、15日に国会提出、16日財政演説が行われ、18日から22日まで衆議院で、23日に参議院で質疑・可決された。

前国会からの懸案であった政治改革法案の改正について、(衆)政治改革特委・本会議が3月1日に、また、参議院では2、3日に委員会で審議が行われ、4日に本会議で可決された。その後、区割り審議会が4月21日に発足し、区割り方針が6月10日の衆参本会議で報告が行われたものの、本国会で区割り法案を提出するに至らなかった。また本国会で参議院の定数について4増4減とする公職選挙法の改正が行われた。

平成6年度予算の国会提出は、補正予算、政治改革

法案の成立を優先としたため、3月4日となった。

予算の国会提出と同日に衆参本会議で政府4演説が行われ、これに対して衆議院では3月7、8日、参議院では3月8、9日に質疑が行われた。その後、細川総理の佐川急便からの1億円借入れ問題やNTT株を義父が購入した問題等を巡り、審議に入れず国会は空転した。さらに自民党は全ての法案を本会議で趣旨説明要求を行い、法案審議に入れない状態が続いた。しかし、日切れ法案については25日に衆議院で、29日に参議院で委員会・本会議が開かれ処理された。

また、予算の成立の遅れに対応するために5月20日までの50日間を期限とする暫定予算の審議が3月30日に衆議院で、31日に参議院で行われた。その後、さらに暫定予算の補正（延長）を行うため、会期末の6月29日まで40日間延長することとし、5月18日に衆議院で、20日に参議院で審議が行われた。

4月8日に、細川総理は政治資金運用に当たって新たな問題が生じたとして、突然辞任を表明した。また、同日日本新党・さきがけが統一会派を解消した。

後継総理について、与野党とも紆余曲折があったものの、22日には与党の新たな政権合意が成立し、後継首班に羽田外相を推すことで合意した。自民党では離党者が相次ぎ、「新党みらい」「自由党」が結成された。25日に衆参本会議が開かれ、羽田議員が首班指名されたが、同日、新生党、民社党などによる新会派「改新」の結成をめぐって社会党は硬化し連立政権から離脱することを表明した。これにより羽田内閣は少数与党政権として厳しい国会運営を強いられることとなった。その後、5月10日には羽田総理所信が、12～16日（衆参各1、5日間）に所信に対する質疑が行われた。

平成6年度予算の審議は、5月17日衆参予算委員会でそれぞれ提案理由説明を行い、予算提出から80日を経てようやく衆参予算で23日に審議入りし、6月2日までの9日間、総括質疑が行われた。その後3日に公聴会、6日にセネコン問題の集中質疑、7日に分科会が行われ、8日には締めくくり総括・採決と極めて短期に衆議院を通過した。なお、6月15日に細川前総理の深山前秘書の証人喚問、21日には細川前総理証人喚問が行われた。

参では、6月9日から総括質疑が始まったものの、公明新聞記事を巡って紛糾し16日は空転、17日まで総括質疑が行われた。その後、20日に公聴会、21日に残りの総括質疑と委嘱審査(特別委員会)、22日に委嘱審査(一般委員会)、23日に締めくくり総括質疑・採決が行われ、予算は成立した。予算成立が6月以降にずれ込んだのは平成元年以降であり、戦後4番目の遅さであった。

予算成立を間近に控えた6月22日に社会党が新たな政権構想（合意）を提示し、また、さきがけも政権構想を提示した。一方、自民党は予算成立後の23日に内閣不信任案を提出した。

社会党は与党との政権協議が整わず、羽田総理は25日に内閣総辞職を表明した。後継総理について、自・社・さきがけが協議を行い、社会党の村山委員長を候補とすることで一致した。首班指名は会期末の29日に行われたが、当日、自民党の海部元総理が首班指名に名乗りを上げ、連立与党の支持に加え、自社から造反者を出しつつも、衆議院では決選投票の結果、村山委員長が総理に指名され、自民党・社会党・さきがけの連立政権が発足した。

決算審議については、衆議院では省庁別審議について予算委員会と同様に分科会方式を導入することとなり、5月26、27日に分科会が（農水省は26日）、6月14日に総括締めくくり審議が行われ、会期中に平成2、3年度決算の審議が終了した。また、参議院については3年度決算の農水省審議が2月28日に行われた。

当省関係については、昨年の大冷害を受けた国産米不足が表面化したため衆農水委で3月22日、参農水委で3月17日に、また衆消費者特委で3月11日に質疑が

行われた。また、ウルグアイラウンド合意についての報告を求める声が野党から強く、ラウンド全体について本会議で衆6月3日、参6月6日に総理が報告し、質疑が行われた。

また、農水委では大臣の所信に対する質疑が衆5月25日、参6月2日に行われた。

全体としてはガット合意を受けた今後の対策、米管理の見直しの方向、農水省公共予算の在り方が議論された。

法案については、政府提出74件のうち66件が成立（89.2%）、条約は15件中11件が承認された。これは、予算編成の遅れにより法案の審議開始が遅れたものの、効率的な審議が行われた結果であったが、年金・共済関連法案等については継続審議となった。

農水省関連では、6法案中5法案（うち1法案は議員立法に組換え）1承認案件が成立した。また、参自民党からいわゆる「農山漁村休暇法案」が出され、参議院農水委員長提案として成立した。「外国産牛肉輸入調整法案」については提説のみを行い、引き続き継続審議の扱いとなった。

米価については、7月6日の衆参農水委員会で閉会中の審議が行われた。

表1 一般会計・特別会計・政府関係機関予算案の審議状況

件名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	備考
◎平成5年度補正予算(第1次)	5.5.14	5.5.26	5.6.8	(参議院は否決)
◎平成5年度補正予算(第2次)	5.11.30	5.12.9	5.12.15	
◎平成5年度補正予算(第3次)	6.2.10	6.2.22	6.2.23	
◎平成6年度予算	6.3.4	6.6.8	6.6.23	
◎平成6年度暫定予算	6.3.29	6.3.30	6.4.1	
◎平成6年度暫定補正予算	6.5.17	6.5.18	6.5.20	

表2 第129回国会（通常会）における農林水産省関係法律案の審議経過

件名	提出年月日	衆議院本会議	参議院本会議	公布年月日 番 号
◎保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案 （(衆)農林水産委員長提出）	6.4.27	6.4.27	6.4.28	6.4.29 法律第31号
◎漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件	6.3.11	6.3.25	6.3.29	—
◎林業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する法律案	6.3.18	6.6.7	6.6.22	6.6.29 法律第71号
◎農林漁業金融公庫法等の一部を改正する法律案	6.3.18	6.6.7	6.6.22	6.6.29 法律第69号
◎農業改良助長法の一部を改正する法律案	6.3.22	6.6.8	6.6.22	6.7.18 法律第87号
◎特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	6.4.1	6.6.21	6.6.6	6.6.29 法律第68号
◎農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律案（(参)農林水産委員長提出）	6.6.22	6.6.23	6.6.22	6.6.29 法律第46号
◎外国産牛肉輸入調整法案（(自)江藤隆美君他4名提出）	6.1.25	—	—	継続審議

第4節 災害対策

1 気象概況

平成5年は、地震、豪雨、台風、冷害と未曾有の災害が発生したほか、融雪、山火事、降ひょう等に加えて、災害が継続している雲仙岳噴火等により農林水産業関係に被害が発生した。

平成5年の月別気象概況は、次のとおりである。

1月上旬は、冬型の気圧配置が長続きせず、中旬は、本州の南海上に停滞した前線の影響で、北日本は雪、太平洋側では曇りや雨の日が多かった。

2月は、上旬前半は冬型の気圧配置が強まり、西日本の日本海側で大雪となった。下旬は、冬型の気圧配置が一時強まり、23日から25日にかけて各地の山沿いで大雪となった。

3月上旬は、移動性の高気圧に覆われて暖かい日が多かった。中旬は、本州の南海上に低気圧が度々通過し、下旬末には一時的に強い冬型の気圧配置となり、真冬並みの寒さとなった。

4月上旬は、強い寒気が入り込み全国的に気温が低く、7日から13日にかけて九州を中心に降霜があった。下旬は、低気圧や前線の影響で曇りや雨の日が多かった。

5月は、低気圧や前線の影響で全国的に寒暖の変動が大きかった。上旬は、太平洋側を中心に曇りや雨の日が多かった。下旬は、北海道や九州南部では曇りや雨の日が多かったが、他の地方では晴れの日が多かった。

6月は、高気圧や低気圧の影響で北日本や北陸を中心に曇りや雨の日が多く、北陸を除き東北北部まで平年より早く梅雨入りした。

7月は、梅雨前線の活動が活発となり、2日から5日、西日本から東日本にかけて大雨となった。下旬は、高気圧や梅雨前線、台風の影響で低温、日照不足となり、大雨となったところもあった。

8月は、オホーツク高気圧や前線の影響により全国的に低温・日照不足となった。9から10日、台風第7号の影響で西日本の各地で暴風雨となった。19から20日、台風第11号の影響で関東と北日本では大雨・強風となった。

9月上旬は、南西諸島では高気圧に覆われて晴れたが、他の地方では台風第13、14号や秋雨前線の影響で曇りや雨の日が多かった。中下旬は、秋雨前線や低気

圧の影響で曇りや雨の日が多かった。

10月は、前半低気圧や前線の影響でぐずつき、半ば過ぎは時々冬型の気圧配置となり曇りや雨の日が多かった。21日から22日には、強い寒気が入り局地的に大雨となった。

11月は、移動性高気圧に覆われて晴れの日が多かった。下旬は、冬型の気圧配置となり、強い寒気が南下したため、北日本や日本海側では曇りや雨又は雪の日が多かったが、他の地方では晴れの日が多かった。

12月上旬は、冬型の気圧配置は一時的で長続きしなかった。下旬は、23日、強い冬型の気圧配置となり、東北地方を中心に強風や雪で大荒れの天気となったが、その後は穏やかな天気となった。

2 農林水産業関係被害

平成5年に発生した災害により農林水産業関係の被害総額は、過去最大の約1兆9,410億円であった。このうち、特に激甚な災害であった「平成5年5月下旬から9月上旬までの間の天災（冷害）」は1兆350億円、「5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害（梅雨、8月豪雨、台風4、5、6、7号）」は約4,637億円、「平成5年9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風13号）」は約2,092億円、「北海道南西沖地震による災害」は約753億円、「雲仙岳噴火による災害（1月～2月）」は約353億円、「平成5年4月18日に発生した高知県物部村の山林火災」は約13億円となっている。また、「釧路沖地震（平成5年1月15日）」、「能登半島沖地震（平成5年2月7日）」、「台風11・14号」等のほか、強風、降ひょう、降霜、竜巻等により農林水産業関係の被害が発生した。

なお、過去5か年の農林水産業関係の被害額は、表3のとおりである。

表3 農林水産業関係被害額

年	種類	農作物	その他 産物	(小計)	(単位：億円)	
					施設等	合計
平成元		513	48	561	1,608	2,169
2		1,128	307	1,435	3,737	5,173
3		5,959	2,865	7,824	3,453	
4		2,680	51	1,731	1,877	3,608
5		12,517	368	12,885	6,525	19,410
5か年平均		4,159	728	4,887	3,440	8,327

(1) 農林水産物の被害

平成5年の農林水産物等の被害額は約1兆2,885億

間で、5年被害総額の66.4%を占めている。このうち、「5月下旬から9月上旬までの間の天災(冷害)」は約1兆350億円(5年農林水産物被害額の80.3%)、「5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(梅雨、8月豪雨、台風4、5、6、7号)」は約1,594億円(同12.4%)、「9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風13号)」は約755億円(同5.9%)等となっている。

また、農作物被害は約1兆2,517億円、林産物被害は約284億円、水産物被害は約73億円、樹体、家畜等被害は約11億円となっている(表4参照)。

(2) 農林水産業施設等の被害

平成5年の農林水産業施設等の被害総額は約6,525億円で、5年被害総額の33.6%を占めている。このう

ち、「5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」は約3,043億円(5年農林水産業施設等被害額の46.6%)、「9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」は約1,337億円(同20.5%)、「北海道南西沖地震による災害」は約729億円(同11.2%)等となっている。

なお、農林水産業施設被害のうち林地荒廃は約1,944億円(5年農林水産業施設等被害額の29.8%)、農業用施設被害は約1,857億円(同28.5%)、農地被害が約801億円(同12.3%)等となっている(表3参照)。林地や農地・農業用施設が大きく被害を受けたのは、梅雨前線、豪雨及び台風等により、九州、中国四国の各地で大雨となったことに起因している。

表4 農林水産物関係被害

区分	種類					主な被害農林水産物		主な被害都道府県
		農作物	樹体 家畜等	林産物	水産物	合計	立木	
4月18日に発生した高知県物部村の山林火災				1,290		1,290		高知県
北海道南西沖地震による災害		789	16	690	919	2,414	ウニ、アワビ、水稲、飼料作物等	北海道
5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(梅雨、8月豪雨、台風4、5、6、7号)		155,900	389	1,724	1,417	159,430	水稲、野菜、果樹、立木、シマアジ、アサリ等	九州、中国・四国等
9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風13号)		49,300	591	21,936	3,670	75,497	水稲、野菜、果樹、立木、カンパチ、とらふぐ等	九州、中国・四国等
5月下旬から9月上旬までの間の天災(冷害)		1,035,000				1,035,000	水稲、野菜、飼料作物、豆類	北海道、東北、関東、北陸等
雲仙岳噴火による被害		2,330	38	212	1	2,581	野菜、果樹、立木等	長崎県
その他の被害		8,370	63	2,586	1,246	12,265	水稲、野菜、果樹、立木、タラコ、ホタテ、ノリ等	北海道、東北、関東、中国・四国、九州等
合 計		1,251,689	1,097	28,438	7,253	1,288,477		

3 災害対策

農林水産省は、「平成5年農業生産の技術的指導について」(2月23日付け農林水産事務次官通達)、「今後の天候見通しと技術対策について」(3月12日付け農林水産大臣官房技術総括審議官通達)のほか、「当面の水稲作の技術指導について」、「当面の果樹生産の技術指導について」、「当面の飼料作物生産に要する指導体制の強化について」等の通達を発出し、災害防止に努めた。

なお、平成5年に発生した災害のうち、「平成5年5月下旬から9月上旬までの間の天災(冷害)」、「平成5

年5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による災害(梅雨前線豪雨、8月豪雨、台風第4、5、6、7号)」、「平成5年9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風第13号)」、「雲仙岳噴火による災害」、「北海道南西沖地震による災害」、「平成5年4月18日に発生した高知県物部村の山林火災」についてとった対策は、次のとおりである。

(1) 5月下旬から9月上旬までの間の天災(冷害)

ア 気象及び被害の概要

6月以降偏西風の流れが南北に大きく蛇行し、日本付近に寒気が南下しやすくなり、一方、太平洋高気圧

表5 平成5年発生災害による農林水産業施設等関係被害額

(単位 箇所数：箇所、金額：百万円)

施設名	災害名	北海道南西沖地震による災害		5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による(梅雨、8月豪雨、台風4.5.6.7号)		9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(台風第13号)		雲仙岳噴火による災害		その他の災害		合 計	
		箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
治山施設		10	372	68	4,006	28	1,252			38	5,400	144	11,030
漁港		107	15,195	82	4,923	215	4,120	6	110	149	4,244	559	28,592
海岸等		3	64	19	268	24	257			10	982	56	1,571
農用地		283	2,118	30,543	41,869	17,624	21,710	142	3,642	8,635	10,732	57,227	80,071
農業用施設		509	9,357	38,836	101,342	15,423	37,040	458	3,461	9,667	34,501	64,893	185,701
漁業用施設		4	93	3	163	8	926					15	1,182
林道		18	133	2,839	15,541	1280	6,286			1,097	5,884	5,234	27,844
治山施設(暫定法)													
荒廃林地		76	20,454	5,848	107,880	1,274	38,673	2	6,100	802	21,258	8,002	194,365
養殖施設		57	236	208	181	406	1,096	4	7	194	56	869	1,576
漁船		1,733	8,077	295	101	880	477	230	30	30	39	3,168	8,724
漁具		1,380	1,563	28	37	318	597	25	10	27	46	1,778	2,253
漁場		8	287									8	287
共同利用施設		177	1,752	215	391	570	1,808			57	578	1,019	4,529
非共同利用施設		1,344	2,566	9,458	3,078	11,128	9,787	54	240	4,495	2,426	26,479	18,097
農業用施設(直轄)		7	3,600	1	80					11	1,422	194	5,102
荒廃林地等(直轄)				2	330					2	579	4	909
国有林		165	6,991	3,027	24,082	1,319	9,706	1	19,101	1,086	20,737	5,598	80,617
合 計		5,881	72,858	91,472	304,272	50,497	133,735	922	32,701	26,300	108,884	175,072	652,450

(注) 1 金額は、査定を要するものについては査定額である。

2 箇所数、金額は、平成5年1月1日から12月31日までの間に発生した災害に係るものである。

の日本付近への張り出しが極端に弱かった。このため、全国的に顕著な低温・日照不足となり、6月～8月の平均気温は南西諸島を除き平年を1～2℃程度下回った。特に、7月下旬から8月上旬にかけて東北の太平洋側では平年より5～6℃以上も低く、7月下旬から8月中旬にかけて関東の太平洋側、北陸、山陰では平年より3～4℃以上も低く、東海、九州北部でも平年より2～4℃以上も低い地域があるなど、各地で著しい低温となった。

また、日照時間も東北から九州にかけて平年の60～80%程度、北関東、北陸、山陰では平年の60%未満の著しい寡照となった。

被害の最も大きい作物は、水陸稲であり、被害面積149万7000ha、被害見込金額約8,403億円で総被害見込金額の81%を占めている。

これは、北日本及び東日本を中心として、7月以降の低温・日照不足により受精障害に伴う不稔もみが多発するとともに、出穂・開花の大幅な遅延による登熟不良が発生したことによる。特に、北海道の道南・道東及び東北の太平洋側の各県において、ヤマセ等の影響を受けて穂の出すくみ、青立ち、開花・受精不良による稔実傷害等により甚大な被害となった。

次に被害の大きい作物は野菜であり、被害面積14万4500ha、被害見込金額約751億円で総被害見込金額の7%を占めている。これは、主に、低温・日照不足により、なす、きゅうり、トマト、露地メロン、すいか等の果菜類や、やまいも、とうもろこし等が生育遅延、着花（果）の減少、肥大不良等によるものである。

イ 対策の概要

- ① 「平成5年5月下旬から9月上旬までの間の天災による災害」の一環として天災融資法を発動し、低利の経営資金等を融通する措置を決定するとともに、激甚災害の指定を行い、天災資金の貸付条件の特例措置等を実施。

（「5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨」及び「9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨」についても同内容）

- ② 自作農維持資金の融通
- ③ 農業共済金の仮渡し
- ④ 農業共済に係る損害評価の特例措置
- ⑤ 農業共済金の支払い
- ⑥ 規格外米の流通（規格外米の政府買入）
- ⑦ 規格外米の流通（規格外米の自主流通対象米穀としての承認）
- ⑧ 他用途利用米の特例的な作況調整
- ⑨ 米の予約概算金の利息の減免

- ⑩ 平成5年度農作物種子確保事業
- ⑪ 種子用米穀の確保対策
- ⑫ 平成6年産米の生産・集荷確保のための特例措置
- ⑬ 土地改良負担金償還円滑化特別事業
- ⑭ 被災米作農家の飯米確保対策
- ⑮ 秋冬作飼料作物作付拡大のは種経費の助成
- ⑯ 稲わら等国産粗飼料の運送経費の助成
- ⑰ 家畜導入事業資金供給事業の特例
- ⑱ 農業者地域就業確立支援対策事業（出稼農業者特別対策事業）
- ⑲ 農業者年金の保険料納付の猶予
- ⑳ 既往貸付制度資金の償還条件の緩和

⑫ 5月27日から8月11日までの間の豪雨及び暴風雨による被害（梅雨、8月豪雨、台風第4、5、6、7号）

ア 気象及び被害の概況

5月下旬以降梅雨前線の活動が活発化し、西日本を中心に各地で大雨となった。7月25日に台風第4号が、27日に第5号が、29日に第6号が、それぞれ西日本に上陸し、日降水量200mm～300mmの大雨を各地に降らせた。特に、7月31日～8月7日の平成5年8月豪雨は、九州南部を中心に日降水量200mm～300mmの大雨を降らせた。

さらに、8月8日～11日には、台風第7号及び梅雨前線の影響により西日本の太平洋側を中心に日降水量200mm～300mmの大雨を降らせた。

特に、6月から8月の3ヵ月間の総降水量は、全国的に平年より多く、中でも宮崎県は平年比278%、鹿児島県は268%、2,456mmと記録的な降水量となった。

イ 対策の概要

- ① 天災融資法の発動については、前掲3-(1)-イー①と同内容
- ② 自作農維持資金の融通
- ③ 既往貸付制度資金の償還条件の緩和
- ④ 漁船保険金の支払い
- ⑤ 農業共済金の支払い
- ⑥ 農業者年金の保険料納付の猶予
- ⑦ 激甚災害の指定を行い、農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ措置を決定

(3) 9月1日から5日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（台風第13号）

ア 気象及び被害の概要

大型で非常に強い台風13号は、9月1日に沖縄南方海上を北上し、9月2日宮古島付近を通過し、3日薩摩半島に上陸した。その後、勢力をやや弱めながら九

州を縦断し豊後水道を通り、愛媛県八幡浜市付近に再上陸した。さらに、瀬戸内海を経て中国を縦断して日本海へ抜け、4日秋田沖で温帯低気圧に変わった。最大瞬間風速は、宮崎県で57.9m/s、鹿児島県で51.3m/s、岡山県で31.9m/s、日降水量は宮崎県日之影町540mm、高知県東津野村336mm等、近畿以西の各地で暴風雨となった。

また、1日から5日までの総降水量は、宮崎県日之影町で577mm、大分県大分市で422mm、高知県東津野村383mm、鹿児島県垂水市で375mm、熊本県上村で372mm、愛媛県西条市で364mm等となった。

イ 対策の概要

- ① 天災融資法の発動については、前掲3-(1)-イー①と同内容
- ② 自作農維持資金の融通
- ③ 既往貸付制度資金の償還条件の緩和
- ④ 漁船保険金の支払い
- ⑤ 農業共済金の支払い
- ⑥ 森林国営保険金等の支払い
- ⑦ 農業者年金の保険料納付の猶予
- ⑧ 激甚災害法施行令を改正し、森林災害普及事業の対象となる地域の要件を緩和(90ha・40ha)
- ⑨ 激甚災害の指定を行い、農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業及び森林災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ措置を決定。

(4) 雲仙岳噴火による災害(1月～12月)

ア 火山活動の状況

雲仙普賢岳は、平成2年11月17日に198年ぶりに噴火を開始し、平成3年5月の活動活発化に続き、溶岩ドームの出現後、ドームの成長と溶岩の崩落、火砕流、土石流の発生、新ドームの出現を繰り返している。

平成5年4月28日から8月20日までの間に断続的に土石流及び火砕流が発生した。特に4月28日～5月2日に水無川流域を中心に大規模な土石流が、また、平成5年において中尾川流域に大規模な火砕流、土石流が発生し、中でも6月23日から24日の間に発生した火砕流により死者1名、住家187棟、農地・農業用施設、林地等に被害が発生した。7月4日には土石流が水無川流域と中尾川流域に同時に発生し、一時的に島原市が孤立した。また、降灰による被害も発生した。

このため、農地・農業用施設、営農施設、農作物等に大きな被害が発生した。これらのほか、公共土木施設、農林水産業関係施設等に被害が発生しているが、現在なお広範囲にわたって警戒区域等の設定により現地への立ち入りが不可能なため、被害の詳細について把握できない状況にある。しかし、平成4年9月9日

の警戒区域の大幅な解除に伴い、水無川周辺において国道57号より下流側の約300haについて農地・農業用施設災害復旧事業等を平成6年1月に着手するとともに、3月には激甚災害に指定し、農地・農業用施設の災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ措置を決定した。

イ 対策の概要

- ① 農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金の特例措置
- ② 自作農維持資金等の融通
- ③ 農業共済金の支払い
- ④ 農地・農業用施設災害復旧事業(激甚災害法を摘要)
- ⑤ 災害関連緊急治山事業
- ⑥ 国有林野内直轄治山施設災害復旧事業
- ⑦ 国有林野内直轄治山災害関連緊急事業
- ⑧ 活動火山周辺地域防災営農対策事業
- ⑨ 漁港施設災害復旧事業
- ⑩ 雲仙岳噴火漁場環境影響調査
- ⑪ 畑作振興深層地下水調査事業
- ⑫ 平成3年6月関係機関等に対して既往貸付制度資金の償還条件の緩和を指導し、平成3年度償還分の一斉猶予を実施するとともに、平成4年度及び平成5年度も同措置を継続

(5) 北海道南西沖地震による被害

ア 地震概況等

7月12日22時17分頃、北海道南西沖の深さ34kmを震源とするマグニチュード7.8の地震が発生した。各地の震度は、北海道の小樽、寿都、江差、青森県の深浦で震度5の強震、室蘭、苫小牧、倶知安、函館、青森、むつで震度4を観測した。

また、地震に伴い奥尻島、桧山支庁の沿岸、深浦、島根県沿岸まで津波が来襲し、桧山支庁の沿岸でも10分以内に来襲した。観測によると、奥尻島の藻内地区で21m、松江地区で16m、青苗地区西部で10mとなっている。

さらに、奥尻島の青苗地区では地震直後に大規模な火災が発生し、津波による被害とともに同地区は壊滅的な被害を受けた。

イ 対策の概要

- ① 政府指定倉庫に備蓄している災害対策用乾パン6,400食、精米20tを奥尻町に緊急輸送
- ② 天災融資法を発動し、低利の経営資金等を融通する措置を実施
- ③ 激甚災害の指定を行い、天災資金の貸付条件の特例措置及び共同利用小型漁船の建造費に対する助成措置を実施

④ 激甚災害の指定（局激）を行い、農地・農業用施設、林道、農林水産業共同利用施設の災害復旧事業に係る補助率の嵩上げ措置を決定

⑤ 漁船保険金の支払い

⑥ 農業共済金の支払い

⑦ 農業者年金の保険料納付の猶予

(6) 4月18日に発生した高知県物部村の山林火災による被害

ア 気象及び被害の概況

高知県内は4月に入って雨がほとんど降らず、上旬の後半から実効湿度50%前後、最小湿度30%以下の空気が乾燥した状態が続いていた。また、4月1日から24日の間に高知地方気象台が発表した乾燥注意報・警報は14日に及んだ。このような中で、4月18日原因不明の出火により23日までの6日間にわたり延焼した。この災害により、スギ、ヒノキの人工林約510ha(民有林約350ha、国有林約160ha)に被害を及ぼし、林産物の被害額は約13億円となっている。

イ 対策の概要

激甚災害法に基づき、森林災害復旧事業を行うとともに、森林国営保険金及び森林共済金の支払いを行った。

4 農林水産業災害対策関係予算

5年度の農林水産業災害対策関係予算は、表6のとおりである。

表6 農林水産業災害対策関係予算

(単位：千円)

事 項	5年度予算額
1 科学技術の研究	591,701
農作物災害防止等	538,647
漁船の転覆事故防止	17,404
治山技術の確立、森林災害の防止	35,650
2 災害予防	4,242,853
(1) 教育訓練	108,475
機関検診技術員の常駐	108,475
(2) 防災施設設備の整備	4,107,563
林野火災予防施設の整備等	2,240,490
防災営農対策事業	1,862,618
(調査費補助を含む)	
防災林業対策事業	4,455
防災漁業対策事業	
(3) その他	26,815
乾パンの備蓄	8,965
災害用種子の予備貯蔵	1,174
林野火災予防啓発普及等	8,646
大規模地震防災対策調査	3,000
国際防災の10年の推進	5,030

3 国土保全	《3,190,200》 《8,000》 (42,920,256) 319,956,844
(1) 治山事業 (地すべり防止事業を除く)	《2,309,400》 (29,670,000) 168,310,238
国有林治山事業	32,191,000
民有林直轄治山事業	7,831,066
治山事業	7,537,256
治山激甚対策特別対策事業	187,720
治山計画等に関する調査	106,090
民有林補助治山事業	《2,309,400》 (29,670,000) 128,288,172
治山事業	《2,309,400》 (29,670,000) 125,472,172
治山激甚災害対策緊急特別事業	1,431,000
国有林野内補助治山事業	1,385,000
(2) 地すべり対策事業	《0》 (2,197,000) 28,284,762
構改局分 直轄補助	3,034,000 (497,000) 9,551,000
林野庁分 直轄補助	4,323,762 《0》 (1,700,000) 11,376,000
(3) 海岸保全事業	《280,800》 (4,014,000) 29,992,000
構改局分 直轄補助	3,810,600 《129,000》 (1,846,000) 9,986,400
水産庁分 直轄補助	28,800 《151,800》 (2,168,000) 16,166,200
(4) 農地防災事業 (地すべり防止事業を除く)	《600,000》 《8,000》 (5,705,256) 78,790,293
国営総合農地防災事業	4,654,444
農地防災事業	《600,000》 《8,000》 (5,705,256) 74,116,529
ため池等施設整備対策調査	8,100
地域総合農地防災	11,220
(5) 災害関連事業	5,876,000
農業用施設	166,000
緊急地すべり事業	51,000

農村生活環境施設	53,000	(42,920,256)
海岸保全施設等	1,000	505,829,798
直轄地すべり対策災害関連緊急事業	41,000	(16,200,000)
農地災害関連区画整備事業	103,000	(注) 1. < >書きはN T T, A事業分で外数である。
直轄治山等災害関連緊急事業	617,000	2. ()書きはN T T, B事業分で内書きである。
災害関連緊急治山等事業	2,057,000	3. < >書きはN T T償還時補助分で外数である。
治山施設等災害関連事業	100,000	4. []書は、農林漁業金融公庫融資額で外数である。
林地崩壊対策事業	87,000	
森林災害復旧造林事業	748,000	
漁港等	56,000	
構	119,000	
後進地域特例法適用団体補助率差額		
	林 1,495,000	
	水 182,000	
(6) 地盤沈下対策事業等	(1,334,000)	
防災課	7,681,850	
	(1,334,000)	
	7,553,200	
資源課	128,850	
(7) その他の事業	1,021,701	
保安林整備管理事業	1,021,701	
4 災害復旧等	(16,200,000)	
	181,038,400	
(1) 災害融資	(16,200,000)	
	857,867	
(2) 災害保険	168,492,533	
農業共済保険	124,051,526	
森林国営保険	5,686,373	
漁業共済保険	8,140,346	
漁船損害保険	30,614,288	
(3) 災害復旧	11,688,000	
ア 公共土木施設	1,866,000	
直轄事業	800,000	
直轄地すべり防止施設復旧事業	100,000	
治山施設	700,000	
海岸		
漁港		
補助事業	1,066,000	
治山施設	434,000	
海岸等	99,000	
漁港等	533,000	
イ 農林水産業施設	8,895,000	
直轄事業	439,000	
農業用施設	439,000	
林道		
補助事業	8,456,000	
農地	1,759,000	
農業用施設	5,894,000	
林道	803,000	
治山施設		
漁業用施設		
ウ 国有林（林道分）	927,000	
合 計	<3,190,200>	
	< 8,000>	

第5節 公害・環境保全対策

1 概 説

我が国環境汚染の状況は、近年、経済成長の安定傾向が定着するとともに、産業構造が変化し、省資源、省エネルギー化が進展してきたことを背景として、全般的には改善を示してきている。しかしながら、大都市圏を中心に窒素酸化物による大気汚染、閉鎖性水域における水質汚濁、交通騒音等の分野で改善が遅れており、環境基準の達成に向けて一層の努力を要する状況にある。

環境汚染の発生源、発生形態をみると、工場、事業場に起因するもののほか、自動車などの移動発生源や、生活排水、生活騒音等家庭生活に起因するものの比重が高くなっている。また、産業構造の高度化、消費の多様化等に伴い市街地の土壌や地下水の汚染等新たな形態での汚染も注目されており、環境汚染の動向に十分な留意が必要な状況となっている。

このような現状に対処して、農林水産業に影響を及ぼす公害の防止及び除去を図るとともに、農林水産業活動に伴う環境負荷から人の健康及び生活環境の保全を図るため、農業関係の水質汚濁対策、農用地土壌汚染対策、水産関係の環境保全対策、畜産経営環境整備対策、農薬等安全対策、廃棄物処理対策、農林水産関連企業公害対策及び地盤沈下対策の公害対策等を推進した。

自然環境についてみると、原生的な自然や優れた景観を形成する自然は、国土の多様な利用が進む中でますます貴重になってきており、都市地域における林地、水辺などの身近にふれあうことのできる自然も、地域の住民にとって大切なものとなっている。また、自然環境の変化、乱獲等により、野生生物の生存が脅かされており、その保護が重要となっている。

このような状況から自然環境の保全に対する国民の